

交付対象者の範囲

本制度の対象者は、「障害者等用駐車区画」の利用を必要とする以下の人です。

※運転免許証を有していることは要件ではありません。

※申請者は、要件に該当する個人です。施設等は申請者にはなれませんが、施設の従業員等が本人の代理人として利用証を受け取ることは可能です。

区 分				交付基準	申請に必要な書類	有効期間
身体障害者	視覚障害			4 級以上	身体障害者手帳	無期限 (対象者としての基準に該当しなくなるまで)
	聴覚障害			3 級以上		
	平衡機能障害			5 級以上		
	肢体不自由	上肢		2 級以上		
		下肢		6 級以上		
		体幹		5 級以上		
		脳原性運動機能障害	上肢機能	2 級以上		
			移動機能	6 級以上		
内部障害（免疫機能障害を含む）			4 級以上			
知的障害者		療育手帳の障害程度の欄が A の 2 以上の者		療育手帳		
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳の障害区分が 1 級の者		精神障害者保健福祉手帳		
難病患者		特定疾患医療受給者、 特定医療費（指定難病）受給者、 小児慢性特定疾病医療受給者		次に掲げるいずれかの書類 ・ 特定疾患医療受給者証 ・ 特定医療費（指定難病）受給者証 ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証		
高齢者等		介護保険の要介護状態の区分が要介護 1 以上である者		介護保険被保険者証		
妊産婦	単胎児	妊娠 7 箇月～出産予定日から 1 年の者		母子健康手帳	妊娠 7 箇月～出産予定日から 1 年（※ 1）	
	多胎児	妊娠 7 箇月～出産予定日から 3 年の者			妊娠 7 箇月～出産予定日から 3 年（※ 2）	
けが人等		医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者		次に掲げる全ての書類 ・ 医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等 ・ 身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）	必要と認める期間 (原則 1 年以内)	

(※ 1) 出産後は乳児と同乗の場合に限る。

(※ 2) 出産後は乳幼児と同乗の場合に限る。